

PayB サービス利用にかかる追加規定

(2023 年 11 月 16 日現在)

PayB サービスの利用に際しては、「第四北越りとりばんく利用規定」に加え、この「PayB サービス利用にかかる追加規定（以下、「本追加規定」といいます）」を適用します。なお、特段の定めのない限り、「第四北越りとりばんく利用規定」における定義は、本追加規定においても適用されるものとします。

第1条 PayB サービスの内容

1. PayB サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、当行が決済事務について業務提携しているビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等（以下、「加盟企業」といいます）の発行した払込票、請求書等（以下、「払込票等」といいます）についての支払をする際に、本アプリのバーコード/QRコード機能を用いて、当該払込票等に印字された請求等を記録したバーコード/QRコードを読み取り、本アプリの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認のうえ、当行所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本アプリに登録した支払手段によって、当該請求金額を支払うことができるサービスです。
2. 当行は、お客さまのために、当該支払手段に係る手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。
3. お客さまは、本サービスの利用に係る氏名、支払先、請求金額等の情報が、本サービスに係る決済事務履行の目的でビリングシステム株式会社に提供されることに同意するものとします。

第2条 ご利用条件

1. お客さまは、本サービスでは支払代金の領収書が発行されないことを承諾のうえ本アプリを使用するものとし、支払内容の詳細は、支払の都度お客さまの登録メールアドレスに送信される支払完了通知メールおよび本アプリの画面上の取引履歴で確認するものとします。
2. 本サービスの1日当たりの支払限度額は当行所定の金額とします。

第3条 加盟企業との取引

1. お客さまが本サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。
2. 当行は、当該取引について当行が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任は負いません。したがって、取引に際し万一トラブル

が生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくこととなります。

第4条 本追加規定の変更

1. 当行は、本追加規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を本アプリおよびホームページに掲載すること並びに利用者へのプッシュ通知もしくはアプリ起動時の画面に表示することにより告知し、変更日以降は本アプリに関する一切の事項は、変更後の本追加規定の内容によります。
2. 前各項の場合において、利用者に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第5条 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。